

## 吹田市商工ニュース

COMMERCE AND INDUSTRY NEWS

### 目次

- ◆ 平成27年度(2015年度)吹田市商工業振興施策について、  
吹田市小企業者事業資金融資制度・信用保証料及び開業サポート資金等に係る利子の一部補給について ……2・3
- ◆ しっかりした事業承継のコツ～計画的に取り組むことが大原則～ ……4・5
- ◆ 市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業出店者募集、吹田市イメージキャラクターすいたんを御活用ください、  
もうチェックした？大阪府最低賃金838円 ……6
- ◆ 福利厚生をお考えではないですか？吹田市勤労者福祉共済がおすすめです ……7
- ◆ 職場向けメンタルヘルスDVDを無料で貸し出します ……8

## 第32回吹田産業フェア

吹田産業フェア（昨年度の様子）



吹田市内で活動される事業所の皆様と、吹田市民の方々とのふれあいの場として開催しております。例年、多くの来場者が足を運ばれ、春の産業イベント事業として定着してまいりました。

本年も多くの事業者・団体の皆様に御出展いただきます。

吹田発の産業を市民の方々にPRするとともに、地域の繋がりをより深めるために、多くの方々の御参加をお待ちしております。

日時 平成27年5月9日(土)・10日(日)

午前10時～午後4時

場所 吹田市文化会館(メイシアター)、いずみの園公園、  
吹田市役所駐車場

主催 吹田産業フェア推進協議会

お問い合わせ 吹田産業フェア事務局(吹田商工会議所内)  
TEL 06-6330-8001

● 皆さんで御覧ください。●

## 平成 27 年度（2015 年度） 吹田市商工業振興施策について

平成 27 年度の吹田市の主な商工業振興施策を次のとおり御紹介します。  
詳細については、地域経済振興室までお問い合わせください。

### 企業情報収集・支援事業

市内中小企業を訪問し、企業経営者等との面談の実施による情報収集を行うことで、各企業の事業展開に対する支援や、企業間交流及びマッチングを推進するための支援を行います。

### 知的財産権取得補助金

特許権及び実用新案権の取得を行った市内中小企業者に対し、取得に要した費用の一部を補助します。

### 展示会等出展補助金

販路開拓を目的とした市内外で開催される展示会、見本市等に出展した市内中小企業者に対し、出展に要した費用の一部を補助します。

### 中小企業ホームページ作成事業補助金

販路開拓や自社 PR 等を目的として、市内業者に委託することにより新規にホームページの開設を行った市内中小企業者に対し、委託費用の一部を補助します。

### 商工業団体事業活動促進補助

商工業団体等が、商工業の振興を促進するために実施する調査研究、研修、催物、ホームページ・オリジナルグッズ制作について、その事業費の一部を補助します。

### 商店街等商業共同施設設置事業補助

商店街等が商業共同施設（カラー舗装・街路灯・アーケード等）を設置又は補修した場合に、その事業費の一部を補助します。

### 商業活性化コンサルタント派遣事業補助

運営改善等を検討する商店街等に対し吹田商工会議所がコンサルタント派遣した場合に、要した費用の一部を補助します。

### 商業相談事業

市内小売商店の経営体質の強化や各商業団体の経営近代化の促進を図るため、中小企業診断士による店内相談窓口の設置（毎月 第三木曜日）及び市内の巡回相談（毎月 第二・第四木曜日）を実施します。

## 情報発信事業

市内の商工業者に対して、各種関連情報を様々な方法で提供します。(FAX 商業情報・商工ニュース・吹田市商工施策ガイドブック・吹田市の商業)

## エコアクション 21 認証取得事業補助金

エコアクション21の認証を取得した市内中小企業者に対し、認証取得に要した費用の一部を補助します。

## 中小企業大学校受講補助金

市内中小企業者又はその従業員が経営に必要な知識を学ぶため、中小企業大学校の研修を受講した場合に、受講料の一部を補助します。

## 中小企業資金融資事業

中小企業者に対する融資相談を行います。吹田市小企業者事業資金融資を受けた事業者に対し、信用保証料の一部を助成します。

### 《 問い合わせ先 》

市役所 まち産業活性部 地域経済振興室

TEL : 06-6384-1356 FAX : 06-6384-1292

## ～ 吹田市小企業者事業資金融資制度 ～

平成 27 年 4 月 1 日から次のとおり変更します。

- 1 既にこの融資を受けている場合に設けていた融資あっせん条件の「融資残高が 3 分の 1 以下」又は「融資期間が 3 分の 2 以上経過」がなくなります。
- 2 受付窓口が吹田市地域経済振興室から吹田商工会議所になります。

\* 信用保証料及び開業サポート資金等に係る利子の一部補給やセーフティネット保証の認定業務は引き続き吹田市地域経済振興室(市役所低層棟 2 階 3 4 番窓口)で受付します。

## ～ 信用保証料及び開業サポート資金等に係る利子の一部補給 ～

吹田市小企業者事業資金融資を受けた吹田市内の事業所に対して、保証協会に納付された保証料の一部や大阪府開業サポート資金又は日本政策金融公庫の新創業融資制度の融資を受けた吹田市内の事業所に対して、利子の一部を補給します。

条件・手続き等については、吹田市地域経済振興室(市役所低層棟 2 階 3 4 番窓口)にお問い合わせください。

# しっかりした事業承継のコツ

## ～計画的に取り組むことが大原則～

### 様々な事業承継のカタチ

事業承継のご相談が特に多くなってきました。その背景には、団塊の世代の中には社長が多く存在し、この人たちが65歳を過ぎていよいよ70歳に近づいてきており、事業承継の問題が避けて通れない状況になってきていることが、一つの要因としてあげられます。

つい最近、ある社長から自分の子供は後を継がないのだが、自社の幹部の中から後継者をつくるつもりだ、どう取り組むべきかといった内容のご相談がありました。中小企業における事業承継には、社長の身内に承継するケースと社長の身内以外の人に承継する場合があります、近ごろでは後者のケースも増えてきているように感じます。

事業承継の前提としては、会社の業績の推移も大きく関係してきますし、会社をとりまく業界としての環境要因も大きく関係してきます。

また、事業承継を考える場合でも、経営分野の承継と資本・資産分野の承継を分けて考えるケースもありますし、会社の業績回復と事業基盤の確立を目的として一定期間の社長を務めるといったケース、まだ子供が若すぎるので、その子供が成長するまでの中継ぎとしての事業承継といったケースもあり、時代と共にそのスタイルも多様化してきているようです。

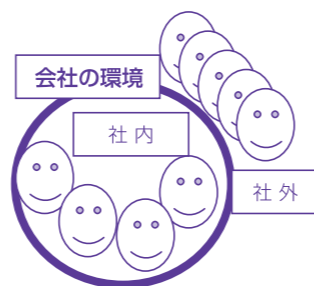
### しっかりした承継計画をつくること

事業承継については、まだ多少時間がある、その時になればなんとかなるといった安易な考えは禁物です。成り行きまかせで失敗するケースもたくさんあります。

少なくとも3年～5年の計画は必要であり、事前に経験しておくこと、体験しておくことの内容を充分吟味しておくことが必要です。できれば「社外体験」それに「社内体験」、特に社内では利益貢献度の高い職務についての体験が必要ですし、営業部門の体験も重要となります。このような角度から「社内の配転計

画」をしっかり組み込んでおくことが大切です。企業規模が小さいほど人的な余裕がない状態が多いもので、「必要と思いながら、なかなか現業から外せないので配転計画どおりにいかない」という声もよく聞かれる内容となっています。そんな場合には、専業という形でなくても、兼業というやり方で配転計画を組んで行きましようとして申しあげています。

その配転計画に従って、例えば「常務」「専務」といった役名も計画に組み込み、社内外に対しての認知度に関する配慮も組み込んで進めると共に、よい時期をみて「社内デビュー」と「社外デビュー」も配慮して計画していくことになります。



### 事業承継計画

- 販売計画・中期計画
- 新プロジェクト計画
- 後継者・配転計画
- 組織計画
- 育成計画
- その他

### 販売計画などの中期計画を立てる

3年～5年の計画をたてることの中には、現社長と承継者が共にコンセンサスを得た上の「販売計画」を立てること、同時に「売上原価」「売上総利益計画」をたてておくこと、さらにそれに対応した「人件費計画」「経費計画」をたてることも重要となります。

この面の計画づくりでのポイントは、管理体制を新たに作るというテーマとあわせて進めることが必要となります。つまり、事業承継において生じやすい事項として、創業社長を中心とする組織体制のまま、トップの入れ替えだけをやるというのは難しい状況が起こりやすいものです。それは、創業社長は、自ら組

織もつくり、販売の仕組みもつくと共に全てのしくみを自らの手でつくり上げてこられたことから、隅々の事情にも熟知し、その歴史過程も知った上で経営をしてきたわけです。したがってワンマン型で、どちらかということ「上意下達のマネジメント」体制になっている場合が多いものです。

承継者が事業を推進する場合には、自分でつくった会社というわけではありませんから、会社の隅々の事情に精通するまでには行きません。したがって、知ったものとの分業体制でやれる仕組みに切り替えていく必要があるのです。そのためには、計画書というものを軸にして、改めて管理体制づくりを進めることになります。

### 組織とコミュニケーション力強化

自らつくりあげ、全体を掌握した創業社長のワンマン的な力は、出来れば引き継げれば良いのですが、そう簡単なものではありません。したがって、そのマネができない以上、それを補完する組織づくりが必要です。

それが「集団でマネジメントする体制づくり」というわけです。広く現場の声を集めて「下位上達」の力も生かして運営を進めるという方式です。このやり方を民主的リーダーのスタイルといっています。

これらを進めるためには、上述の「販売計画」等の各計画をもとにした「会社」⇒「各部門」への展開が行われ、その「計画」に対して「実績」が比較され、「差異」が検討されるような仕組みが基本となっていくこととなります。（既にこの仕組みがある場合には、それをおおいに活用していきます）。

### ■ 筆者プロフィール ■

#### 吹田市商業相談員 中坊 久継氏

中小企業診断士 (株)NMR流通総研 代表取締役  
商業活性化や地域振興、街づくり、経営革新などその実績は豊富。平成 11 年度経営診断シンポジウムで中小企業庁長官賞受賞。コンサル・テーマ「改革推進」をもとに活躍中。  
平成 14 年度より吹田市商業相談員に就任。

#### 中坊先生の商業相談

吹田市では商業の経営に関することについての相談を実施しています。無料ですのでお気軽に御利用ください。  
商業相談日  
・ 市内相談(市役所市民相談課 中層棟 1 階 6 番窓口)・・・毎月第 3 木曜日 午後 1 時～午後 5 時  
・ 庁外相談(巡回相談)・・・毎月第 2・4 木曜日 午後 1 時～午後 5 時  
相談は予約制で、相談時間は 30 分程度です。相談を希望される方は地域経済振興室まで御連絡ください。  
TEL: 06-6384-1356



このようにして、「販売計画」などの諸計画（現社長と承継者のコンセンサスの得られたもの）を中心に置いて、その上で徐々に試運転をはじめます。その間に、もっとも重要である「リーダーシップ」及び「意思決定」といったものに、現社長のサポートを受けながら期間中に徐々に体験を深めていくということになります。

### 新プロジェクトで成果をつくる

事業承継という課題は、クリアしなければならない事項がたくさんあるのですが、その中のひとつには、「新たな幹部の育成」や「管理者の育成」さらには、「会社の業績基盤を充実させる」などがあります。

それらの成果を見えやすいものにするために、「新規にプロジェクト課題を設定し、チームメンバーで取り組む」といった方法を取られるケースがあります。

この新規プロジェクト課題とは、新分野の開拓であったり、新商品の開発、販路の開拓、経営革新の取り組みなど、会社の現状に活力を加えるような活動が多いものです。

もちろん このプロジェクトのリーダーは承継者があたり、つぎの位置には幹部育成対象者が、といったように、次期の人材育成の狙いも込められています。

それだけに、新プロジェクトの課題は、大きすぎるのも問題ですし、小さすぎても問題です。着実に成果に結び付けられる対象の選定が重要です。

「事業承継」は、社長がバトンタッチすればできるというものではありません。会社は生き物ですから、内外の環境に対応した対策が必要です。極力「計画的な取り組みこそが前提」という考え方で捉えることが必要です。

## 市役所地下から飲食業をはじめてみませんか？ チャレンジショップ「ゆめちか」出店者募集

【市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業】

吹田市が新たに起業する個人で現在事業を営んでいない人を対象に起業家のための学び、実践、成長の場として市役所本庁舎内地下喫茶室を利用し、チャレンジショップ「ゆめちか」出店者を募集します。

平成26年度から市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業を実施し、平成27年8月31日まで「旬カフェLip」が出店しています。出店期間を1年間としていますので、平成27年度も出店者を募集するものです。吹田市は、開業率の高さに着目し、起業家のためのチャレンジショップ「ゆめちか」を設置することで、更なる起業家支援を図ります。

平成27年5月から募集予定ですので、事業詳細は市報すいた5月号や市ホームページなどで御確認ください。

【問い合わせ先】市役所 地域経済振興室 商業担当  
TEL：06-6384-1356 FAX：06-6384-1292

## 吹田市イメージキャラクターすいたんを御活用ください

吹田市イメージキャラクターすいたんは、これまでも地域で開催される様々なイベントに参加するほか、すいたんのデザインもパンフレットやポスターなどに使用していただいております。

さらなる地域の活性化や市の魅力PRを目的に、商品企画やパッケージデザイン等にも御使用いただけますので、ぜひ御活用ください。

※デザインの使用には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



すいたんのデザイン

【問い合わせ先】市役所 地域経済振興室 観光担当  
TEL：06-6384-2145 FAX：06-6384-1292

もう、チェックした？

**大阪府 最低賃金 838円** (平成26年10月5日から)

※ 産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

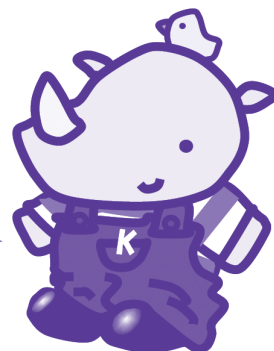
**最低賃金制度は働くすべての人に、賃金の最低額を保障します。**

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があります。  
詳しくはウェブで『最低賃金制度』と検索してみてください。

【問い合わせ先】大阪労働局労働基準部賃金課(06-6949-6502) または最寄の労働基準監督署まで。

事業主の皆様、福利厚生をお考えではないですか？

## 吹田市勤労者福祉共済 がおすすめです！



福祉共済キャラクター  
キョーサイくん

吹田市勤労者福祉共済は、市内の事業所と吹田市が協力して、  
個々の事業所では実施が困難な従業員の福利厚生事業を行い、  
従業員の福利の増進と企業の振興を図ることを目的としています！

### Q1.誰でも加入できるの？

加入できるのは、常用従業員300人以下の  
市内に所在する事業所です。

### Q2.費用はどれくらい掛かるの？

会費は1人あたり月額700円！  
入会金は一切なし！  
半額の350円以上は事業主負担となります。

## 給付事業


◆ 結婚祝金 ……………30,000円  
加入1年以上または、勤続5年以上の方の結婚

◆ 出産祝金 ……………10,000円  
本人または、その配偶者の出産



◆ 入学祝金   
子が小・中学校に入学……………10,000円  
本人が高校・大学に入学……………15,000円

◆ 永年勤続慰労金…8,000円～30,000円  
勤続10・15・20・25・30・35・40年  
に達したとき

◆ 傷病見舞金 ………9,000円～68,000円   
欠勤日数14日以上が必要な傷病  
※事業主については、入院日数で支給

◆ 死亡弔慰金  
本人の死亡……………200,000円  
配偶者の死亡……………100,000円  
子の死亡 ……………40,000円

※上記以外にも災害見舞金、重度障害見舞金、退会せん別金があります。

## 福利事業

楽しい余暇を提供し、健康の増進を図っていただくため、観劇やレジャー施設等のチケットの斡旋、  
お食事券の割引、宿泊補助、人間ドックや生活習慣病予防健診の補助を行っています。

◆ 人間ドック補助:4,000円 生活習慣病予防健診補助:2,000円 宿泊補助:3,000円

◆ 過去の事業内容(一部抜粋)

阪神タイガース観戦、海遊館、映画観賞券、劇団四季、宝塚歌劇、有名ホテルお食事補助券など。

※上記以外にも様々な福利事業のメニューがあります!詳しくは、ホームページをご覧ください。

### 【連絡先】

吹田市 まち産業活性部 地域経済振興室(吹田市勤労者福祉共済事務局)

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40(吹田市役所 低層棟2階 34番窓口)

TEL 06-6384-1365 FAX 06-6384-1292 メール s\_roudou@city.suita.osaka.jp

ホームページ <http://www.ciy.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-machisanhyou/chiikikeizai/rodo/kyosai.html>

職場向け

# メンタルヘルス DVD を 無料で貸し出します！

企業で働く従業員にとって、自分の持つ力を最大限に発揮し、組織の生産性を高めるためには、こころの健康の保持・増進が欠かせません。そのためには、組織としてのメンタルヘルス対策の仕組み作りや、上司・同僚のサポートに加え、従業員自身が正しい知識を持ち、日頃からストレスを減らす生活を心がけることが大切です。

吹田市立保健センターでは、職場でのメンタルヘルスケアの促進に取り組む市内の事業所に対し、DVD 3種類の無料貸し出しをしていますので、是非、職場でのメンタルヘルス研修等に御活用ください。

## 貸し出しについて

対 象	職場でのメンタルヘルスケアを実施しようとする事業者
貸 出 期 間	おおむね2週間以内
貸 出 内 容	職場でのメンタルヘルスに関するDVD（下記の3種類） ① 職場うつーあなたに起こった場合、同僚に起こった場合ー（約65分） ② 実践！メンタルヘルス&ストレスマネジメント（約60分） ③ メンタルヘルスケアの聞く技術（約50分） ポータブルDVDプレーヤー1台（再生機器が必要な場合）
申 込 方 法	お申込みにつきましては、保健センターまで電話またはFAXにて貸出可能日を事前にお問い合わせのうえ、自殺予防啓発用品貸出承認申請書（様式第1号）※を貸出開始希望日の2週間前までに提出してください。後日、承認通知書をお送りします。 ※保健センターのホームページでダウンロードまたは窓口でお受け取りください。
受け取り・返却方法	◆受け取りおよび返却は保健センター3階の窓口で直接受け付けます。配送や回収は行っておりません。 ◆受付時間は受取・返却ともに平日の9時00分から17時30分までとなります。 ◆受け取りの際には、事前にお送りする承認通知書（様式第2号）が必要となりますので必ず御持参ください。 ◆返却時に使用実施報告書（様式第3号）を提出してください。

## 問い合わせ

吹田市立保健センター【自殺予防対策担当】

〒564-0072 吹田市出口町19番2号

電話 06-6339-1212 FAX 06-6339-7075

HP <http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/hokencjigyo.html>